

## 1 趣旨

学校法人自治医科大学（以下「本学」という。）は、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職を養成することを使命として、教育、研究、診療活動を展開している。

近年、大学のもう一つの使命として社会貢献の重要性が認識されるなか、本学においても企業及び団体（以下「企業等」という。）との共同研究や受託研究、研究成果や知的財産の企業等への技術移転等、多岐にわたる産学官連携活動を社会貢献の一環として積極的に推進している。

しかし、産学官連携活動を推進する過程において、本学及び教職員が企業等との関係で有することになる利益や負うことになる責務が、本学の使命や本学がその使命に基づき教職員に求める責務と衝突する状態、いわゆる利益相反（Conflict of Interest : COI）といわれる状態が生じる可能性がある。

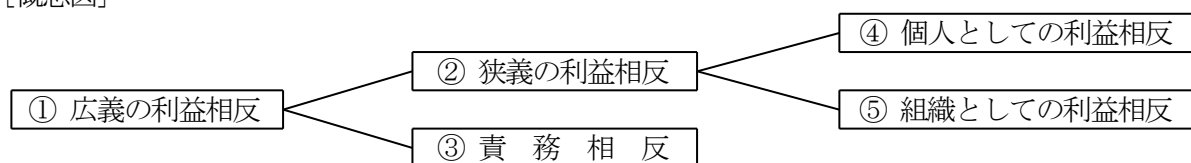
研究活動が活発に行われ、産学官連携活動が盛んになれば、利益相反は必然的、不可避的に発生するものであり、本学としては社会の信頼を損なうことのないよう、日常的に利益相反マネジメントを行う必要がある。

このため、本学は、産学官連携を推進するに当たり、本学及び教職員が安心して産学官連携に取り組むことができる環境を整備することを目的として、ここに学校法人自治医科大学利益相反マネジメント・ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

## 2 定義

(1) 本ポリシーにおいて、利益相反は次のとおり定義する。

[概念図]



### ① 広義の利益相反

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

### ② 狭義の利益相反

教職員個人又は本学（組織）が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究・診療の本学における責務が衝突・相反している状態であり、「④ 個人としての利益相反」と「⑤ 組織としての利益相反」からなる。

### ③ 責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責務を負っていて、本学における職務遂行責務と企業等に対する職務遂行責務が両立し得ない状態をいう。

### ④ 個人としての利益相反

教職員個人が得る利益と教職員個人の本学における責務とが相反する状態をいう。

### ⑤ 組織としての利益相反

本学が組織として得る利益と本学（組織）の社会的責務とが相反している状態をいう。

なお、狭義の利益相反と責務相反は、どちらも本学における責務の遂行が問題となる点は共通するが、その要因が「企業等から得る利益」である場合は「狭義の利益相反」、「企業等に対して負う責務である場合は「責務相反」と区分される。また、本ポリシーでは、特段の表記がない限り「広義の利益相反」を単に「利益相反」という。

(2) 教職員とは、本学における次に掲げるものをいう。

① 役員（非常勤を除く。）

② 教職員（常勤・非常勤を問わず、本学に雇用されている者）

### 3 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、教育、研究、診療という本学の果たすべき責務を果たしながら、産学官連携活動を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程において必然的に生じうる利益相反を適切に管理し、生じた利益相反については影響を最小限に止めるため、利益相反マネジメント体制を整備する。
- (3) 本学は、連携する産業界に対しても利益相反マネジメントの理解と協力を求め、相互の社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況に注視し、適切に対応する。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、教職員の産学官連携活動を制限するものではなく、教職員の自主性を最大限に尊重し、大学の健全性の確保と教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する。

### 4 利益相反マネジメントの対象者及び判断基準

#### (1) 対象者

利益相反マネジメントの対象となる教職員は、次の事項に該当する者とする。

- ① 個人帰属発明等の知的財産権について、本学以外の第三者に承継、移転、実施許諾している場合
- ② 兼業（診療活動は除く。）を行った場合
- ③ 講演会講師等、技術相談・指導等、原稿執筆・監修等の外部活動を行い、1つの企業等から年間100万円以上の経済的利益を受けた場合
- ④ 1つの企業等につき、年間200万円以上の経済的利益（受託研究、共同研究、機器等現物の提供、株式等の提供他）を受け入れた場合
- ⑤ 1つの企業等につき、年間200万円以上の寄附金を受け入れた場合
- ⑥ 企業等から無償で役務の提供を受け又は物品、機器、不動産等の貸与を受けた場合
- ⑦ ①から⑥に該当する企業等に対し、本学の施設や設備の利用を提供した場合
- ⑧ ①から⑥に該当する企業等から、500万円以上（税込み）の物品を購入し又は企業等へ業務委託を行うにあたり、機種又は業者の選定等に関与した場合
- ⑨ ①から⑥に該当する企業等の株式（未公開株を含む。）、新株予約権等を取得した場合
- ⑩ ①から⑥に該当する企業等との産学官連携活動に学生、研究生又は本学教職員を従事させた場合
- ⑪ 公的補助金（厚生労働省科学研究費補助金、日本医療研究開発機構委託費等）の受入時、その他の補助金（企業等の公募助成金等）の受入時、臨床研究実施時、治験実施時（以下「特定目的」という。）の利益供与

#### (2) 判断基準

利益相反マネジメントの判断基準は、次のとおりとする。

- ① 教職員が、本学の職務及び責務よりも個人的な利益を優先させていると客観的に見られないか否か。[個人としての利益相反]
- ② 教職員が、個人的な利益の有無にかかわらず、本学以外の活動に時間配分を優先させていると客観的に見られないか否か。[責務相反]
- ③ 本学が、教育、研究、診療の社会的責務を果たしていないと客観的に見られないか否か。[組織としての利益相反]

### 5 利益相反マネジメントの体制

#### (1) 利益相反委員会の設置

- ① 本学の利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するため、自治医科大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会は、委員長及び委員によって構成される。
- ③ 委員長は、副学長とする。
- ④ 委員は、看護学部長、附属病院長、附属さいたま医療センター長、生命倫理委員会委員長、医学部研究管理委員長、事務局長、総務部長、大学事務部長、学外有識者（若干名）、その他学長が指名する者とする。
- ⑤ 委員会は、利益相反に関する自己申告及びモニタリングを審査するとともに、利益相反マネジメントに関する施策の方針その他利益相反に関する重要事項を審議する。
- ⑥ 教職員は、利益相反委員会の決定に不服がある場合は、学長に異議申立を行うことができる。学長

は、必要により利益相反委員会に再度審議させ、その意見を参考に学長が利益相反の状況が本学として許容できるか否かに関する最終決定を行う。この場合、教職員はこの決定に従わなければならない。

⑦ 委員会の庶務は、大学事務部研究推進課が行う。

⑧ 本ポリシーに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

## (2) 利益相反ワーキンググループの設置

① 委員会の専門的実務機能として、利益相反ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

② ワーキンググループは、教職員からの利益相反自己申告書の受付、利益相反評価案の作成、申告書情報管理、利益相反研修等の実施、その他利益相反に関する事項についての実務を行う。

③ ワーキンググループは総務部人事課長、大学事務部研究推進課長及び両課長が指名する両課職員各2名によって組織する。

## (3) 利益相反アドバイザーの委嘱

ワーキンググループに対し、利益相反に関する専門的見地からのアドバイスを行うため、委員会委員長の指名により、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の学識経験者を利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱することができる。

## (4) 利益相反相談員の設置

① 教職員からの利益相反に関する相談等に対応するため、委員会委員長の指名により、総務部人事課及び大学事務部研究推進課の各職員の中から、利益相反相談員（以下「相談員」という。）を選任する。

なお、相談員はワーキンググループの委員を兼ねることができる。

② 相談員は、教職員からの利益相反に関する相談等をあずかるとともに、案件の重要度により、委員会、ワーキンググループ又はアドバイザーの指示により対応するものとする。

## 6 利益相反マネジメントの手続き

### (1) 利益相反に関する自己申告書の提出

① 4(1)に該当する教職員は、利益相反に関する自己申告書により、年1回（原則4月）学長に対して前年度における該当状況を申告しなければならない。

② 教職員は、前記①の他に、特定目的のために利益相反の管理を受ける必要がある場合には、「特定目的に係る利益相反に関する自己申告書」により、別途学長に申告しなければならない。

③ 前記①及び②の申告書に記載する範囲は、当該教職員並びに当該教職員と生計を一にする配偶者及び一親等の親族とする。

### (2) 教職員の自己申告書の取り扱い及びモニタリングの実施

ワーキンググループは、6(1)の規定により教職員から提出された申告書を取りまとめ、利益相反評価案を作成し、委員会に報告する。なお、ワーキンググループは、委員会の指示のもと、必要に応じて教職員へのモニタリングを行い、適宜、委員会に報告するものとする。

### (3) 教職員への利益相反の審査結果の報告

委員会は、教職員の利益相反のリスク等に関する審査結果を当該教職員に通知するものとする。

### (4) 相談員の活用

教職員は、6(1)の申告書提出時又はその他随時に、相談員に相談し又は助言を求めることができる。

### (5) 関係書類の保存

申告書その他の利益相反に係る書類は、教職員の利益相反に関する個人情報外部に漏洩しないよう大学事務部研究推進課において厳重に管理し、5年間保存する。

### (6) 研修会の実施

委員会は、新任教職員研修をはじめとする各種研修会等の場において、利益相反問題に関する適切な対処に必要な研修を行うものとする。

### (7) 本ポリシーに定めるもののほか、利益相反マネジメントの手續に関し必要な事項は別に定める。

## 7 本ポリシーの見直し

国内外の経済情勢の変動、社会通念の変化、法令の改正及び本学における利益相反事例の蓄積やアドバイザーの指導等に適切に対応するため、本ポリシーの見直しを適宜実施するものとする。